

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国別方針及び指針

ウクライナ: クリミア、ドネツィク
及びルハンシク

2.0 版

2016 年 1 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

序論

本書は、内務省の意思決定者を対象とした、出身国情報(COI)及び特殊な保護及び人権の申請の取り扱いについての指導書である。これには、申請が庇護、人道的保護又は裁量による在留許可の付与を正当化される見込みがあるものか否か及び – 申請が却下された場合には – 2002 年国籍・移民・庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act)の第 94 条の下に『明らかに根拠のないものである』と証明できる見込みがあるか否かが含まれる。

意思決定者は、本書に記載されるガイダンス、利用可能な COI、適用される判例法及び該当する政策についての内務省のケースワークガイダンスを初めとする、事案に特有な事情及び関連する全ての証拠を勘案した上で、申請を個別に検討しなければならない。

国別情報

本書に記載する COI は(通常)英語で公表される幅広い外部情報源から編纂したものである。正確を期するために、情報の妥当性、信頼性、正確さ、客観性、通用度、透明性及びトレーサビリティを検討した上で、どの情報源についても、利用された情報が真実であることを裏付けるよう最大限の努力をした。引用した情報源は全て脚注に記載した。国別情報の調査及び記載に当たっては、2008 年 4 月付けの出身国情報(COI)の処理に関する共通 EU[欧州連合]ガイドライン及び、2012 年 7 月付けの欧州庇護支援事務所の調査ガイドライン、出身国情報報告手法を参照した。

フィードバック

当省の最終目標は提供するガイダンス及び情報を継続的に改善することである。従って、本書へのコメントを希望される場合は、当方まで電子メールを送付いただきたい。

国別情報に関する独立諮問機関

国別情報に関する独立諮問機関(IAGCI)は、内務省の COI 資料の内容に関して国境移住局の独立主席検査官に勧告を行うために、同検査官により 2009 年 3 月に設立された。IAGCI は、内務省の COI 資料に関するフィードバックを歓迎する。内務省の資料、手続き又は政策を支持することは IAGCI の職務ではない。

IAGCI の連絡先は以下のとおりである。

国境・移民独立主席検査官

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN.

電子メール：chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

IAGCI がレビューした IAGCI の業務に関する情報及び COI 文書の一覧は、独立主席検査官のウェブサイト、<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>で閲覧できる。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次

序論	2
目次	3
指針	5
1. 序文	5
1.1 申請の根拠	5
1.2 留意すべき他の点	5
2. 問題に対する考え	5
2.1 当該個人の説明は信ぴょう性があるものか。	5
2.2 当該個人は迫害又は重大な危害の危険に晒されるか。	5
2.3 危険に晒される個人は有効な保護を求められるか。	6
2.4 危険に晒される個人は危険を回避するために国内移住できるか。	7
2.5 ある個人の申請が拒否される場合は、『明らかに根拠がない』と証明できる可能性があるか。	8
3. 方針の概要	8
国別情報	10
4. 基礎情報	10
5. クリミア	10
5.1 法的状況	10
5.2 市民権	11
5.3 人権侵害	11
5.4 民族集団	13
5.5 銀行業務	14
5.6 2014年3月の国民投票	15
6. ドネツィク及びルハンシク	17
6.1 紛争に巻き込まれる民間人	17
6.2 法的状況	18
6.3 人権侵害	19

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.4	集会の自由	21
6.5	表現の自由	21
6.6	人道的状況	23
7.	移動の自由	24
7.1	クリミア	24
7.2	ドネツィク及びルハンシク	25
8.	国内避難民(IDP)	29
8.1	序論	29
8.2	人道的状況	30
8.3	特殊なニーズを有する IDP	32
8.4	帰還者及び帰属地域の残留者	34
8.5	IDP の登録	35
8.6	東部のウクライナ人と西部のウクライナ人間の緊張	37
	地図	39
	版管理及び問合せ先	40

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

指針

2016年1月7日更新

1. 序文

1.1 申請の根拠

1.1.1 クリミア又は通称、ルハンシク人民共和国及びドネツィク人民共和国における全般的治安状況及び人権状況に起因して、国家又は非国家主体から迫害又は重大な危害を受ける恐怖。

1.2 留意すべき他の点

1.2.1 ある申請が却下される場合は、その申請は、ウクライナが指定国として掲載される、**2002年国籍、移民及び庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act 2002)**の第**94**条に基づく証明について検討しなければならない。

[目次に戻る](#)

2. 問題に対する考え

2.1 当該個人の説明は信ぴょう性があるものか。

2.1.1 信ぴょう性の評価に関する詳細な指針については、信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションの第4節及び5節を参照のこと。

2.1.2 意思決定者は、英国ビザ又は他の形態の在留が過去に申請されたかどうかも立証しなければならない。庇護申請とビザの適合調査は、庇護申請者の聞き取り調査の前に行うべきである。ビザ適合調査、英国ビザ申請者の庇護申請に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照。

2.1.3 意思決定者は言語分析試験の実施の必要も検討するべきである。言語分析に

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照。

[目次に戻る](#)

2.2 当該個人は迫害又は重大な危害の危険に晒されるか。

クリミア

2.2.1 ロシアによるクリミアの併合及びロシア連邦法の導入以降、表現、平和的集会、結社、信教又は信仰の自由に関する国民の権利は低下した。身元不詳の武装集団による拉致、違法な逮捕と拘禁、平和的抗議デモ参加者に対する嫌がらせ及び暴力の事案を複数記載する報告書が複数あった(法の支配：クリミアを参照)。

2.2.2 クリミアの事実上のロシア当局に反対する個人は、当局による脅迫及び、特に教育、雇用及び財産の権利の分野における差別に遭遇する。ロシア語の話者はかかる扱いの対象になっていない。伝えられるところによれば、クリミアにおけるロシア法の導入は、いわゆる「過激主義者」の文学や活動に対する捜索の強化を認可し、特に、メジュリス(**Mejlis**)(クリミア・タタール人の実行委員会)やクリミア・タタール人をこれまでより全般的に標的にし、宗教文学の押収や拘禁、尋問、罰金の事案につながっている(法の支配：クリミア及びクリミア・タタール人を参照)。

2.2.3 性的指向及びジェンダー・アイデンティティに対するロシア連邦の厳格な法的枠組みにより、伝えられるところによれば、**LGBT** の人々は危険に遭遇する機会が増えているということである(ウクライナ：性的指向及びジェンダー・アイデンティティに関する国別情報及び指針も参照のこと)。

2.2.4 ロシアの市民権の取得を拒否した個人に影響を及ぼす差別に関する報告が複数ある。中央政府及び地方自治体の職務に就けるのは、ロシアが発行するパスポートの所持者のみであり、これは雇用機会の利用に関する差別を招いている。クリミアにある学校や大学においてウクライナ語の使用が厳しく制限されているとの報告も複数ある。(法の支配・クリミアを参照)。

ドネツィク及びルハンシク

2.2.5 ドネツィク州及びルハンシク州で暴動が発生して以降、警察及び司法と同様に、両州の政府機関も機能を停止した。銀行は略奪され、炭鉱は襲撃を受け、多くが

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

閉鎖に追い込まれた。武装集団の支配下に置かれた複数の場所では、鉄道が爆破され、給与、年金及び他の社会福祉手当への支払いも停止した(法の支配：ドネツィク及びルハンシクを参照)。

2.2.6 拉致、身体的及び精神的拷問、虐待及び他の重大な人権侵害事件が複数報告されている。身代金、強制労働及び、ウクライナ当局に拘束されている戦闘員の交換目的で、複数の人々が拉致されている。しかし、拉致の規模や特殊な経歴を持つ個人が拉致の標的にされる可能性又は拉致の無作為性に関する情報は入手できない(法の支配：ドネツィク及びルハンシクを参照)。

2.2.7 事実上の当局の敵対者又は敵対者と認識される個人は、特に危険に晒されるということである。これには、ウクライナ国籍者又はウクライナの文化的象徴或いは、ウクライナ語を使用する個人が含まれる。プロテスタント及びエホバの証人等の正教会のモスクワ総主教系に属さない教会に通う個人又は事実上の当局を批判する個人もこれに含まれる(法の支配：ドネツィク及びルハンシクを参照)。

2.2.8 危険性の評価に関する詳細な指針については、信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションの第6節を参照のこと。

[目次に戻る](#)

2.3 危険に晒される個人は有効な保護を求められるか。

2.3.1 ロシアが占領するクリミア及びドネツィク州及び、ルハンシク州の分離主義者が占有する自治体では、ウクライナの司法及び法執行当局は、人権侵害の防止又は処罰するだけの力がない(法の支配・クリミア及び法の支配：ドネツィク及びルハンシクを参照)。従って、非国家行動主体による虐待／迫害に対する国家当局の有効な保護は利用できない。武装分離主義過激派集団が、危険に晒される個人に有効な保護を与える意思及び能力を有することを示す証拠はない。

2.3.2 国家当局の保護の利用可能性の評価に関する詳細な指針については、信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションの第8節1を参照。

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.4 危険に晒される個人は危険を回避するために国内移住できるか。

2.4.1 意思決定者は、特定の個人の個々の状況を十分勘案した上で、国内移住の妥当性及び合理性を事案ごとに慎重に検討しなければならない。**UNHCR** の **2015** 年 **1** 月の指針によれば、ウクライナの現状を見ると、最近の出来事に影響されていない国内地域の多くの個人にとっては、国内移住は妥当な考慮事項になる見込みがある。

クリミア

2.4.2 ロシアに占拠されているクリミアからウクライナ本土に越境する個人は、ウクライナ当局による嚴重なパスポート審査を受けており、一部のウクライナ人がクリミアに強制送還された事案及びウクライナ本土に越境するための賄賂が要求された事案が複数報告されているが、ウクライナのこの証拠は、かかる扱いが蔓延していることを示唆するものではない。他の实际的障害には、クリミア併合後に発行された書類の拒絶及び、クリミア内外への公営バス及び鉄道の運航停止などがある(移動の自由：クリミアを参照)。

ドネツィク及びルハンシク

2.4.3 ドネツィク州及びルハンシク州内外への移動は、ウクライナ当局によって嚴重に規制されている。**2015** 年 **1** 月に導入された暫定命令は、民間人、旅客及び貨物車両の国内 **7** 箇所の回廊への移動を制限している。この命令には、国内 **4** 箇所の郡警察署に設置されている『調整局』で発行される特別通行証も組み込まれた。移動を希望する個人は通行証の申請及び有効なパスポートを含む渡航書類及び移動の必要の正当な理由を特定する書類(例えば、居住証明書、血縁者の疾病証明書、雇用証明書等)の写し **1** 部の提出を要求される。武装集団が支配する領土内に居住し、当該領土から出ることを希望する民間人は、申請書類の提出及び特別通行証の受取りのために最低 **2** 回は検問所を通過しなければならない。ウクライナ政府が支配する領土に行かない限り、紛失又は破損した書類を差し替える方法はない。この書類の欠如は、書類を所持しない個人にとって重大な障害である(移動の自由：ドネツィク及びルハンシクを参照)。

国内避難民

2.4.4 ウクライナの社会政策省(**Ministry of Social Policy**)に登録されている **IDP** は

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2015年9月現在で146万人を超える。大半はドネツィク及びルハンシクはもとより、クリミアからの強制避難が発生してからの避難民である。

2.4.5 政府の支配が及ばない地域を出自とする個人は **IDP** として政府に登録しなければならない。**IDP** として登録された個人は政府の支援を利用できるが、**IDP** の登録プロセス及び支援の配布は遅れがちで且つ不十分だということである。登録した **IDP** は、年金及び社会給付を支払い能力のある自治体に移管することもできる。**IDP** の流入規模は、既存の社会機構の対応能力を超えている。国連及び他の人道支援関係者は **2014年9月** を境に、これまでより積極的に支援を提供するようになった。**IDP** の流入は、地元住民に比して **IDP** の比率が高い地域では特に、受入れ先の住民の重圧になっている。これまでのところ、支援対応は、資源及び能力不足に起因して、最も恵まれない人々に集中している。この結果、特に、農村地域及び紛争前線沿いの住民の大部分は、ほとんど又は全く支援を受けていない(国内避難民(IDP)を参照)。

結論

2.4.6 クリミア及びドネツィク州及びルハンシク州からウクライナ当局の支配地域への移動は困難であるが、克服できない障害では概ねない。従って、国内移住は多数の事案において実行可能である可能性が高い。英国から帰還する個人も、概ね、出身地域外のウクライナ領土に帰還できる。

2.4.7 ウクライナにおける **IDP** の人道的状況は、国際的な保護が必要になるようなものでは概ねない。

2.4.8 国内移住の検討及び勘案すべき要因に関する詳細な情報については、難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションの第8節2を参照。

[目次に戻る](#)

2.5 ある個人の申請が拒否される場合は、『明らかに根拠がない』と証明できる可能性があるか。

2.5.1 ある申請が拒否される場合は、**2002年国籍、移民及び庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act 2002)**の第94条の下に『明らかに根拠がない』と証明できる可能性は高い。ただし、当該個人の個々の状況が国内移住できないようなもの

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

である場合を除く。

2.5.2 証明に関する詳しい情報については、2002年国籍、移民及び庇護法の第94条(明らかに根拠がない申請)に基づく、保護及び人権の申請証明に関する上訴指令を参照。

[目次に戻る](#)

3. 方針の概要

3.1.1 ロシアによるクリミアの併合及びロシア連邦法の導入以降、人権の状況は悪化した。事実上のロシア当局に反対する個人は、当局による脅迫及び、特に教育、雇用及び財産の権利分野における差別に遭遇する。クリミア・タタール人もクリミア当局に標的にされており、宗教文学の押収や拘禁、尋問、罰金を課金事案につながっている。

3.1.2 ドネツィク州及びルハンシク州で暴動が発生して以降、警察及び司法と同様に、両州の政府機関も機能を停止した。拉致、身体的及び精神的拷問、虐待及び他の重大な人権侵害事件が複数報告されている。事実上の当局の敵対者又は敵対者と認識される個人は、特に危険に晒されるということである。

3.1.3 ロシアが占領するクリミア及びドネツィク州及び、ルハンシク州の分離主義者が占有する自治体では、ウクライナの司法及び法執行当局は、人権侵害の防止又は処罰するだけの力がない。従って、非国家行動主体による迫害又は重大な危害に対する国家当局の保護は利用できない。

3.1.4 危険から逃れるためのウクライナの政府の支配地域への国内移住は、ほぼ全ての事案で利用できる可能性が高い。

3.1.5 申請が却下される場合は、明確な根拠がないと証明できる可能性が高い。

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国別情報

2015年11月24日更新

4. 基礎情報

4.1.1 ウクライナで発生した進展及び出来事の年表については、BBCの『[地図で見るウクライナの危機](#)』及び、[UNHCR ウクライナのウェブサイト](#)及び[国連人道問題調整事務所\(OCHA\)のReliefweb](#)のウェブサイトで閲覧できる資料を参照。

4.1.2 2015年2月12日の議会調査局の報告書、『ウクライナ：現在の問題及び米国の政策』によれば、

『2014年2月21日のヴィクトル・ヤヌコーヴィチ(Viktor Yanukovich)大統領政権の崩壊後、ウクライナでは親改革・親欧米政府が発足した。ロシアはキエフの政権交代を受けて、2014年3月18日にウクライナのクリミア州を掌握し、ロシアに併合した。2014年4月以降、ウクライナ東部のドンバス地域の一部は、親露派武装分離主義者によって管掌されている。これを可能にしているのは、ロシアから派遣された人材、武器及び首脳部である。2014年9月にベラルーシのミンスクで調印された停戦合意は、戦闘を終息することができなかった。ロシア、ウクライナ、フランス及びドイツの首脳部が結集したサミット会議がミンスクで行われたのに続いて、[2015年]2月12日に両当事者は新たな停戦に合意した。』

[目次に戻る](#)

5. クリミア

5.1 法的状況

5.1.1 UNHCRの2015年9月の発表によれば、『ウクライナ政府の承認を得ない形で2014年にクリミア自治共和国で行われた住民投票から2015年1月1日時点まで、クリミアの領土全域では、ロシア連邦の法的枠組みが適用されている。』

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.1.2 UNHCR の続きによれば、『ロシア連邦法の導入は、国連総会決議第 68/262 号に抵触しており、人権及び基本的自由の享受を阻害するものである。』

5.1.3 このテーマに関する詳細な情報については、2014 年 3 月の住民投票を参照。

[目次に戻る](#)

5.2 市民権

5.2.1 UNHCR の 2015 年 9 月の発表によれば、

『2014 年 3 月 21 日のロシア連邦の連邦憲法によれば、クリミア自治共和国とセヴァストポリ市(Sevastopol)内に永住しているウクライナ国民および無国籍者は離脱した可能性はあるものの、自動的にロシア連邦の市民権を獲得した。このため、クリミアの住民の大多数は、ロシアの市民権を取得していると考えられている。市民権を取得していない個人は、外国人とみなされ、伝えられるところによれば、保健医療等の公共サービスの利用機会、雇用機会の他財産関連の契約締結機会にも支障を来しているということである。ウクライナ政府は依然として、クリミア及びセヴァストポリ市に居住するウクライナ人を、ロシアの市民権を取得していてもウクライナ国民とみなしている。クリミアの居住者は、ウクライナが発行するパスポート又は身分証明書を取得又は更新できるようにするためには、ウクライナ本土に出向かなければならない。』

5.2.2 UNHCR が 2015 年 1 月に述べたところによれば、『ロシア市民権の取得を拒否した個人に影響が及ぶ差別も複数報告されている。例えば、ロシアのパスポートを有する者のみが政府や地方自治体の職に就ける等、雇用へのアクセスに関する差別に至っている。また、クリミアにある学校や大学においてウクライナ語の使用が厳しく制限されているとの報告もある。』

5.2.3 クリミアとウクライナ本土間の移動の問題に関する情報については、移動の自由 - クリミアを参照。

[目次に戻る](#)

5.3 人権侵害

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.3.1 OHCHR の 2015 年 6 月の発表によれば、

『事実上の当局に対抗する又はクリミアで起こった出来事に対する否定的見解を正式に支持した個人全員に対する圧力及び脅迫が相次いで発生した。こうした圧力及び脅迫は、恣意的逮捕、家宅捜索、容疑者又は証人としての虐待を伴う尋問、罰金の科刑及び解雇という形で発生している。これには、過激主義及び不寛容の助長という曖昧且つ根拠のない起訴が伴うことも多い。』

5.3.2 フリーダムハウスの 2015 年 3 月の報告書、『ロシアが占領するクリミアで発生した人権侵害』によれば、『2014 年 2 月に始まった危機は、ロシアの法律及び同州の事実上の当局が実施した一連の抑圧措置によって高まり続けている。

『海外ではあまり広く報道されていないこうした措置には、ロシア市民権の押し付け、言論及び集会の自由の制限、私有財産及びウクライナの国有財産の接収、独立した報道機関に対する弾圧、併合に批判的な個人及びウクライナ統一の支持者の迫害及び、新しい秩序に不誠実とみなされた民族及び宗教集団に対する嫌がらせなどがある。』

5.3.3 国連人権高等弁務官が 2014 年 9 月に述べたところによれば、『クリミアの人権状況は複数の相次ぐ侵害が特徴である... 「親政府派」の立場が既知のクリミアの居住者は脅迫に遭遇し、多くは、教育、雇用及び財産の権利の分野で特に差別を受けている。

『クリミアの居住者の見るところでは、表現、平和的集会、結社、信教又は信仰の自由に関する権利は低下した。また、2014 年 3 月の「住民投票」以降、いわゆるクリミアの自衛軍(Crimean self-defence forces)が犯した人権侵害の申立ての調査に向けた真剣な努力が行われたこともない ... さらに、現地当局に申し入れられ、クリミアに関する OHCHR の月次報告書で熟考された勧告も、今のところ無視されている。』

5.3.4 UNHCR の 2015 年 1 月の方針説明書によれば、

『人権監視団はクリミアにおける権利の保護について懸念を表明している... 伝えられるところによれば、クリミアにおけるロシア法の導入は、いわゆる「過激主義」の文学や活動に対する捜索の強化を認可し、特にメジュリス(Mejlis)やクリミア・タタール人を標的にし、宗教文学の押収や、拘禁、尋問、罰金科刑の事案を招いてい

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

る。性的指向及びジェンダー・アイデンティティに関して制限的なロシア連邦の法的枠組みにより、多様な性的指向及びジェンダー・アイデンティティを持つ個人はこれまでより大きな危険に直面している... 報告によれば、当局による私有資産及び事業の「国有化」及び違法押収が相次いで発生しているということである。』

5.3.5 全欧安保協力機構(The Organisation for Security and Co-operation in Europe)の2015年6月の発表によれば、『クリミアの併合は、人権擁護活動家、クリミア・タタール人及び、**ABL**[ウクライナ本土のヘルソン州(Kherson)とクリミアをつなぐ行政境界線]で拘禁及び尋問された又は、クリミアの事実上の当局にクリミアから追放された他の個人にも厳しい影響を与えている。』

[目次に戻る](#)

5.4 民族集団

5.4.1 国連人権理事会の2014年9月の発表によれば、

『幅広い評価によれば、クリミアではロシア語を使う個人は脅威に晒されていない。ウクライナ人少数民族及び、特にタタール人の住民の中には、先住民族として差別及び暴力に関する懸念を表明した者もいる。クリミアの当局との会談において、民族間の緊張に対するこの懸念は払拭され、ロシア民族、ウクライナ民族及びクリミア・タタール人及び他の少数民族は十分な保護を受けており、3つの言語が公用語として認定されていることが確認された。これにもかかわらず、タタール人はほぼ全員が住民投票をボイコットし、依然として、今後の扱い及び見通しについて極めて不安に思っている。ロシア民族が住民投票の前に嫌がらせ又は攻撃を受けたことを示す証拠はなかったが、身の安全に対する恐怖は広範囲に及んでいる。恐怖と不穏の風土を醸成する意図で、独立広場(Maidan)で行われた抗議運動の写真、ロシア民がウクライナ人国粋主義過激派から受けた嫌がらせについての極めて誇張された話及び、クリミアでロシア民を迫害するためにこの過激派が武装してやって来るといった誤報が利用され、これによって、クリミアのロシア連邦への編入を支持する声が高まった。』

5.4.2 国連人権高等弁務官事務所の2014年9月の報告によれば、

『クリミア・タタール人の指導者はクリミアへの入国を禁止されており、クリミア・タタール人活動家は、訴追及び権利の享受に対する制限に遭遇している。住民の多くは、不確定な複数の要素に加え、投票できるように事前に州から出るのに伴

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

う旅費を理由に、2014年5月25日の大統領選挙に参加できなかった。

『ウクライナの独立後のタタール人の帰還以来、土地等の財産の返還又は、USSR時代のクリミアからの強制追放に係る財産喪失の補償に関するクリミア・タタール人の権利の保護が憂慮されている。最近起こった複数の出来事は、タタール人の代表の間に、改めて不透明感をもたらした。クリミア・タタール人議会(Mejlis of Crimean Tatars)のレファト・チュバロフ(Refat Chubarov)議長及びクリミアの他の市民団体関係者によれば、身元不詳の制服姿の男達が財産及び土地の権利を主張した報告が複数ある。クリミアの当局及びロシア連邦の政府関係者の複数の声明では、ここ数年にわたって、土地が返還されるのを待つ傍らで土地を違法占拠した一部のクリミア・タタール人をクリミア内に転居又は再定住させる計画が示唆されている。クリミアの当局はクリミア・タタール人に、行政及び立法機関における割当て等の前向きな措置などによりその権利を保護することを保障してきたが、クリミア・タタール人の代表は、この保障の現実性について慎重な姿勢を示している。土地の無断占拠問題に加えて、土地の特定の区画を公共の目的で譲渡する意思を伝える一部の当局の最近の声明についても懸念が提起されている。』

5.4.3 2015年6月に公表された、2015年2月16日から2015年5月15日までのウクライナの人権状況に関する国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の報告書によれば、

『報告期間の間に、2014年2月26日の出来事に関連して、クリミア・タタール人がさらに4人逮捕され、未決拘禁の状態に置かれている。4人のクリミア・タタール人はいずれも、集団暴動への参加で起訴されており、3年以上8年以下の禁固刑を受ける危険がある。2015年3月23日にも、メジュリス上層部2人及び実業家1人を含む別のクリミア・タタール人数人が、2014年2月の出来事に関連して証人として喚問され、『警察』は上記の個人の自宅捜索を行った。この措置は、2015年1月29日の、メジュリスのアーテム・チーホザ(Ahテム Chiygoz)副代表の逮捕に続くものであった。同氏は、集団暴動を主催した容疑で5月19日まで拘禁された。この罪状は4年以上10年以下の禁固刑に値する。』

5.5 銀行業務

5.5.1 ヒューマンライツウォッチ情報センターが2015年9月に述べたところによれば、『... 人権擁護活動家は、クリミアの人々を非居住者、つまり、「外国人」にすることを依然として希望する、ウクライナ国立銀行(National Bank of Ukraine)に抗う意

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

向を示している。

『ウクライナ国立銀行が採択した 2014 年 11 月 3 日の決議第 699 号の第 1 項は、2015 年 9 月 1 日のキエフ行政公訴裁判所(Kyiv Administrative Court of Appeal)の裁決により撤回された。NBU の決議によれば、クリミアに居住する又はこの自治地域に登録されているウクライナ人は、銀行業務及び金銭的貸借関係においては非居住者とみなされる。この決議が撤回されたのを受けて、銀行はクリミアに登録されているウクライナ人の銀行業務(両替、預金引出し、通帳の使用)拒否を停止しなければならなかったが、実際にはこれは起こらなかった。

『「遺憾ながら、同情報センターが見るところでは、銀行側或いはおそらく、ウクライナ国立銀行側の一種の妨害行為である。クリミアの住民からほぼ毎日のように不平が寄せられる。住民の不平によると、銀行は銀行業務の提供を拒否しているため、依然として差別に遭遇するということである。ウクライナ全土に法的拘束力を有する裁判所の有効な判決にもかかわらず、これは解消されていない。クリミアの人々はウクライナの居住者であるが、国立銀行は銀行業務関係においては、クリミアの居住者をウクライナの非居住者とみなしている。これは越権行為である」ダーリャ・スヴィリドワ(Darya Svyrydova)[在ウクライナヘルシンキ人権連合(Helsinki Human Rights Union)の専門家]はこのように述べた。

『ダーリャ・スヴィリドワによれば、「ウクライナ国立銀行は他の銀行に、言うなれば裁判所の裁決に従わないよう指示しているという印象を受けつつある。」顧客が NBU から受けた説明によれば、NBU は他の銀行に何も言っていないということであり、銀行は以前の判決に従う意思を示しており、今回の判決に聞く耳を持たなかった。この判決を銀行に持ち込んで見せても同じだろう』ということである。』

[目次に戻る](#)

5.6 2014 年 3 月の住民投票

5.6.1 国連人権理事会の 2014 年 9 月の発表によれば、『代表団が会談した複数の情報筋の主張によれば、住民投票にウクライナ国民以外が参加した事案及び異なる場所で 1 人が何度も投票した事案の申立てがあった。

『公表された情報に基づく予備調査の結果及び、クリミアの市民団体の代表からの報告が示すところでは、[2014 年]3 月 16 日の住民投票は、人権基準の点から見

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

で多数の懸念を提起するものになった。かかる懸念は、公共問題及び政治問題についての情報及び思惑の自由な伝達に係る。この伝達には、自由な新聞社及び他の報道機関が検閲又制約を受けずに公共問題について論評し、世論を伝えられることなどが含まれる。現地のあるウクライナ人ジャーナリストは、自宅付近でば撒かれたポスターを通じて脅迫を受けたということである。他の複数の報告によれば、クリミアの住民は住民投票が行われる前の週を通じて、情報提供を制限されていた。一部の報告によれば、ウクライナ系のテレビ番組は2014年3月10日から見られなくなった。

『市民的及び政治的権利に関する国際規約(International Covenant on Civil and Political Rights)の第19条、21条及び22条で保障されている権利の全面的享受及び尊重に向けて、公共問題を論じる自由、平和的抗議デモ及び集会を行う自由、批判及び反対する自由、政治的素材を公表する自由、選挙運動を行う自由及び政治思想を宣伝する自由を特に、確保することが必要である。ブロガー及び地元の市民団体の代表は、住民投票の反対者とみなされたジャーナリスト及び市民団体の代表に対する人権侵害の事案を複数報告した。

『報告には、身元不詳の武装集団による拉致、違法な逮捕及び拘禁及び、平和的抗議デモの参加者に対する嫌がらせ及び暴力の事案が複数含まれていた。恣意的拘禁又は失踪に遭遇した活動家及びジャーナリストもいた。市民団体集団が提供した報告によれば、知る限りでは、これまでの行方不明者は7人に上る。行方不明者とみなされていた一部の個人はその後解放されたが、拷問及び他の虐待を受けていたことが判明した。被害者の中には、シンフェロポリ(Simferopol)にある軍の徴兵司令部(Voenkomat)に収容されていた者もいる。例えば、伝えられるところによれば、2014年3月9日に、2人の個人 - Andrei Schekun 及びコバルスキー(Kovalski)氏 - が誘拐され、その後、ヘルソン州との行政境界線で - 虐待又は拷問の痕跡がある状態で解放されたということである。これに対し、住民投票直後から数日間行方不明になっていたクリミア・タタール人、レシャット・アメトフ(Reshat Ametov)氏の失踪に関する報道によれば、同氏は軍服姿の男性複数人に連れ去られたということだったが、アメトフ氏は2014年3月16日に、クリミアのベロゴルスク(Belogoski)市内のZemlyanichne村で、遺体で発見された。体には拷問の痕跡があり、手錠がかけられた状態で、口には粘着テープが貼られていた。HRMMU「ウクライナ人権監視団」は失踪者全員の消息を確認する意向である。

『ロシア連邦が送り込んだと考えられている、記章を付けていない民兵組織や通称、自己防衛集団及び兵士の存在は、有権者の意思を自由に行使され得るような環境をもたらすこともなかった。複数の報告によれば、一部の個人は、投票前に身元

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

不詳の民兵に書類／パスポートを奪われた。また、正規の警察部隊の面前で、正式な権限を与えられていない又は身元不詳の集団が搜索及び身分証明書の調査を行った。

『クリミアの当局は、どの人権侵害も徹底的に調査する意向であることを、ASG[国連事務次長補(Assistant Secretary-General)]に保障した。この調査では、自己防衛部隊の構成員が犯したとされる犯罪及び人権侵害も網羅するべきである。通称、自己防衛民兵及び非合法化されたベルクト軍が行ったとされる、拉致及び強制失踪、恣意的拘禁、拷問及び虐待の全ての事案を完全且つ公平に調査するべきであり、この調査の結果を公表するべきである。クリミアの当局は、今度発生し得る同様の人権侵害に迅速に対応し、断固としてそれを糾弾していくべきである。』

[目次に戻る](#)

6. ドネツィク及びルハンシク

6.1 紛争に巻き込まれる民間人

6.1.1 UNHCR の 2015 年 9 月の報告によれば、

『2015 年 2 月 12 日に採択されたミンスク合意の実施に向けた一連の措置は、ウクライナ東部における緊張及び敵対行為の範囲を著しく減少させる結果になったが、状況は依然として不安定である。ウクライナ東部では、2014 年 4 月半ばから 2015 年 8 月半ばまでに、少なくとも 7,883 人(軍人及び民間人の合計)が命を奪われ、17,610 人が負傷した。伝えられるところによれば、政府が支配する地域(GCA)及び NGCA 両方の紛争地域の地雷及び不発弾で何人も民間人が命を失ったり負傷したりした。GCA 及び NGCA の接触戦付近で活動する人権監視団は、新たに発生した殺人及び拷問の申立て並びに、あらゆる紛争当事者が犯した違法な自由の剥奪、拉致、強制労働、略奪、身代金要求及び恐喝の事案を記録した。』

6.1.2 国連人権理事会は 2014 年 9 月に以下のように述べた。

『民間人の保護を確保するために、[紛争という文脈において]、必要性の原則、区別の原則、均衡の原則及び予防の原則を含む、敵対行為における国際人権法の原則を要求し尊重するべきである。犯罪の実行に対する説明責任が必要である。加害者又は被害者がだれであるかを問わず、重大な国際法違反を犯した全ての個人が法の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

裁きを受けるようにするためのあらゆる努力を行わなければならない。これは、分裂を克服し、仲裁の道を開く上で必要不可欠である。

『また、武装集団は相次いで、拉致、身体的及び精神的拷問、虐待及び他の重大な人権侵害を行っている。身代金、強制労働及び、ウクライナ当局に拘束されている戦闘員の交換目的で、複数の人々が拉致された。』

6.1.3 国連人権高等弁務官が 2014 年 9 月の報告書の中で述べたところによれば、

『ウクライナ東部人権監視団[HRMMU]が記録したように、ドネツィク州及びルハンシク州では法の支配は暴力の支配に取って替われ、警察及び司法と同様に、両州の政府機関も機能を停止した。銀行は略奪され、炭鉱は襲撃され、多くが閉鎖に追い込まれた。武装集団の支配下に置かれた複数の場所では、鉄道が爆破され、給与、年金及び他の社会福祉手当への支払いも停止した。』

[目次に戻る](#)

6.2 法的状況

6.2.1 UNHCR が 2015 年 9 月に提供した情報によれば、

『ウクライナ議会は 2015 年 3 月に、ドネツィク州及びルハンシク州の一部の市及び居住区を「一時的な占領領土」と認定することに関する決議第 254-VIII 号を採択した。ドネツィク州及びルハンシク州の事実上の当局は、並列的な法的枠組み及び並列的な（「警察」、「検察」、「裁判所」及び「オンブズマン事務所」を備える）司法管理制度体制を確立するための措置を複数講じた。「省庁」に関する制度的枠組みを策定し、治安、対外関係、内政問題、公衆の保護、労働、保健医療、教育、社会保護及び環境等の分野における統治を管理ための「法律」及び「付属定款」が複数採択された。この一部は保護に対する多大な懸念を引き起こしている。』

6.2.2 ラジオフリー・ヨーロッパ／ラジオリバティ(Radio Free Europe/Radio Liberty)の 2015 年 7 月 31 日の報告、『ウクライナの憲法裁判所は地方分権法案を承認』によれば、『ウクライナの憲法裁判所は、権限を分散することになる憲法改正案は、ウクライナ憲法を侵害するものではないと裁定した。

『憲法裁判所のヴァシル・ブリンステフ(Vasyl Bryntsev)副裁判長は、2015 年

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

7月31日に、この憲法改正法案は「ウクライナ憲法の第157条及び158条の要件に適合する」ものであり、「地域の統合及びウクライナの主権に反するように方向付けられていない」と述べた。ブリンステフはさらに、「ドネツィク州及びルハンシク州の一部地域における地方自治の特性は、別の法律で定義付けられることになる。」と述べた。

『2015年7月16日に、ウクライナ議会はペトロ・ポロシェンコ大統領の憲法改正案を、審査に向けて憲法裁判所に送付することを可決した。この改正案によると、ウクライナ東部のドネツィク州及びルハンシク州の親露派分離主義者が占拠する都市内の「地方自治政府の特性は特別法により規制するものとする」となっている。

『ポロシェンコ大統領は、ミンスクで合意された2月の停戦協定で約束した、何らかの自治権を上記の地域に与えることを求める西側指導者の圧力を受けて、7月15日に議会に法案を提出した。分離主義者は、現在支配している都市の特殊な状態を憲法の中で言及するべきだと主張している。』

6.2.3 ジェームズタウン財団(Jamestown Foundation)の2015年8月3日の報告書、『ドネツィク・ルハンシク人民共和国の選挙及びロシアの新たな紛争凍結モデル』によれば、

『...西側の外交筋は現時点では、ウクライナ東部のロシアが支配する地域で地方選挙を実施するというロシア政府の目標を支持している。全欧安保協力機構(OSCE)の思惑通りに正当性が承認されれば、この領土の親露派当局はこの選挙によって正当化されることになるだろう。ロシアの代役ではあるが、選挙民から与えられた権能を維持していることにより、ドネツィク及びルハンシク当局は、「ウクライナ憲法に関する「内部」合意の交渉に向けてウクライナ政府と話合いの席に着くことができるだろう。』

[目次に戻る](#)

6.3 人権侵害

6.3.1 UNHCR の 2015 年 1 月の方針説明書によれば、

『政府支配地域外では不安定な人権・政治状況が続いていると指摘されている。拘禁、資産の没収や強制労働の事例が人権監視団により報告されている。報告による

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

と、事実上当局に反対する者、あるいは反対しているとみなされる者は特に危険に晒されている。その中にはウクライナの国あるいは文化的象徴を表示する者、ウクライナ語を使用する者、正教会のモスクワ総主教に属さない教会に通う者、または事実上の当局を批判する者が含まれる。表現の自由及び報道の自由は厳しく制約されており、報道関係者の労働条件は安全上の懸念のために依然として悲惨な状況にあるとされている。

『政府支配地域外における経済的・社会的状況は劇的に悪化している。紛争によって起きた混乱により、工業生産高はドネツィク州で **60%**、ルハンシク州で **85%** 減少したと伝えられており、多くの人々が収入源を持っていない。』

6.3.2 UNHCR が 2015 年 9 月に述べたところによれば、『NGCA では、表現、集会及び信教の自由の行使が抑制されているということであり、特定の宗教団体の信者が特に迫害行為を受けた報告が複数ある。GCA で発生した分離主義又はテロリズムの容疑者に対する人権侵害についても懸念が示された。』UNHCR も NGCA の少数宗派の状況について報告した。それによると、『伝えられるところによれば、プロテスタント及びエホバの証人等の少数宗派も NGCA で迫害に遭遇しており、礼拝所が武装集団に占拠され、信者が拉致及び殴打された。』

6.3.3 アムネスティ・インターナショナルの 2014 年 10 月の報告によれば、

『報道機関で広く取り上げられた、ウクライナ東部で発生した反体制派集団による処刑式の殺人が複数報告されている。それによると、加害者とされる個人は異議を申し立てることはなかった。例えば、5 月後半に、ロシアメディアの報道によれば、DNR[ドネツィク人民共和国]の自称防衛相イーゴリ・ストレルコフ(Igor Strelkov)(Ghirkin)は、現地の司令官 2 人の - 略奪、強盗、誘拐及び遺棄 - を理由に、銃殺隊による処刑を命じた。2 人はいずれも処刑された。報道機関は、ストレルコフが詳細を説明する様子を取り上げ、2014 年 5 月 26 日付の同氏の殺人命令書の写しを配布した。』

6.3.4 2015 年に公表された、フリーダムハウスの 2015 移行期の国、ウクライナ版報告書によれば、『独立広場の抗議運動及び治安部隊による残忍な対応という背景を踏まえると、司法及び法執行制度及び、それらと民主主義の基準の矛盾を刷新する必要は以前にもまして明らかである。

『...ウクライナの司法及び法執行当局には、ロシアが占領するクリミア及びド

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ンバスの分離主義者支配地域で 2014 年を通じて発生した人権侵害を防止又は処罰するだけの力がない。ウクライナ当局者は、親政府軍が国内東部で行った人権侵害の申立てを調査してきたが、この努力は不十分だと批判されている。』

『...[2014 年 10 月に]、ポロシェンコ大統領は、司法改革評議会(Council on Judicial Reform)を創設した...この評議会の任務は、司法改革案を策定し、大統領に提出して検討を仰ぐことであった。2014 年初めに発生した抗議者の発砲の加害者に対する捜査及び処罰プロセスは継続中であった... 抗議デモ参加者多数を死亡させたのは暴動部隊ベルクート(Berukut)(イヌワシ)軍の隊員及び身元不詳の狙撃者と考えられている。しかし、この犯罪を命令したとされる上級職員は...国外に脱出した。』

[目次に戻る](#)

6.4 集会の自由

6.4.1 2015 年 6 月に公表された、2015 年 2 月 16 日から 5 月 15 日までのウクライナの人権状況に関する国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の報告書によれば、

『報告期間を通じて、「ドネツィク人民共和国」及び「ルハンシク人民共和国」では、武装集団が与えた脅迫の雰囲気によって、公開抗議デモの実施が依然として不可能になっている。2015 年 4 月 6 日には、労働時間が 6 時間から 8 時間に延長されたことに抗議するマキイフカ(Makiivka)市にあるキーロフ(Kirov)鉱山の鉱山労働者の大会(ドネツィク州)が武装集団に抑圧され、解散させられたということである。

『ウクライナ政府が支配する領土では、平和的集会の自由は概ね尊重されたが、当局は場合によっては何らかの制限を課し、これは治安上の懸念を引き起こした。警察官は、「親統一派」支持者が他の政治的意見を指示する人々の集会を妨害するのを阻止しないことがあった。時には、警察がかかる妨害行為に参加した事例も少数ながらあった。

『NGO、Police of Odesa は 2015 年 4 月 16 日に、大会を事前に当局に正式に通知したが、警察及び「親統一派」支持者によって、オデッサ市議会(Odesa City Council)の前で、公共料金の値上げに抗議するための結集を阻止された。HRMMU によれば、未成年者 17 人を含む抗議者 50 人が拘禁された。一部は「親統一派」活動家によって警察に引き渡された。成人の活動家(全員男性)、未成年者及びその親は後日、行政犯罪で起訴された。』

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

[目次に戻る](#)

6.5 表現の自由

6.5.1 2015年6月に公表された、2015年2月16日から5月15日までのウクライナの人権状況に関する国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の報告書によれば、

『紛争地域では、戦闘状態に起因して、報道機関職員の安全は依然として深刻な問題である。2015年2月28日に、ウクライナの新聞社 Segodnia (Today) 紙の報道カメラマンが、ピスキー(Pisky)村付近(ドネツィク州)で発生した武装集団による迫撃砲の攻撃中に死亡した。紛争開始以来、ウクライナ東部でジャーナリストが死亡したのはこのカメラマンで8人目である。2015年4月12日には、乗っていた車に破裂弾が直撃し、現地報道職員2人がドネツィク空港付近で負傷した。2015年4月14日には、ロシア系テレビ局ズヴェズダ(Zvezda)に勤務するドネツィク州の現地ジャーナリストが、領有権が争われているシロキネ(Shyrokyne)村で仕掛け地雷にはまって重傷を負った。

『HRMMU[ウクライナの人権監視団]は、報道職員が武装集団に拘束された報告を相次いで受けた。2015年3月11日には、武装集団が支配するマキイフカ(Makiivka)市(ドネツィク州)出身のジャーナリスト1人が武装集団に拉致されたということである。このジャーナリストの80歳の母親が「地元警察」に苦情申立てを提出すると、武装集団は母親の家宅捜索を行い、脅迫した。ジャーナリストは5月10日に解放された。

『2015年4月16日に、作家で Segodnia 紙の元編集長のウクライナ人ジャーナリスト、オレス・ユジナ(Oles Buzyna)がキエフの自宅付近で、覆面をした見知らぬ男2人に殺害された。同氏は、特に、東部における独立広場の抗議運動及び紛争に関連して政府に批判的なことで知られていた。ウクライナ大統領はユジナ氏の殺害を、ウクライナ情勢の不安定化を狙った「挑発」と呼んだ。大統領は2つの殺人事件の速やかな捜査及び定期的な進捗状況報告も要求した。警察はウクライナ刑法の第115条(意図的殺人)の下に事件の捜査を開始した。

『議会は2015年5月14日に、ウクライナ刑法の改正案を可決し、ジャーナリストに対する脅迫又は暴力に対する罪の責任を強化した。曖昧性を理由にほとんど実際に適用されたことがない既存の第171条(ジャーナリストの合法的職業活動の妨

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

害)に、4つの付加的条項が追加された。この条項では、ジャーナリスト又はその家族に対する脅迫及び傷害罪、ジャーナリストの財産の意図的破損、生活を脅かす不法侵入及びジャーナリストの人質に対する犯罪責任を想定している。HRMMUによれば、この法律は報道機関職員の保護及びウクライナにおける表現の自由の促進に役立つ可能性がある。

『武装集団はその支配領土において、相次いで、表現の自由を制限し、報道機関職員の活動を妨害した。2015年3月10日に、通称、「ルハンシク人民共和国」の「閣僚評議会」は、電気通信事業者に対し、『『国』の治安に脅威を与えている』ことを理由に、ウクライナ系テレビ局23社及びロシア系テレビ局ドーシチ(Dozhd)を放送網から排除するよう命令した。「インフラ・運輸・通信省」は、この決定の実施を取り仕切る役割を割り当てられた。

『武装集団が支配する領土の住民は頻繁に、視聴できる報道機関は偏った情報しか提供しないとHRMMUに報告した。住民の多くは、技術的理由でインターネットにアクセスできないため、他の情報源を利用するのは困難であった。複数のジャーナリストがHRMMUに伝えたところによれば、いわゆる現地「当局」への取材では、事前に許可された質問しか許されない。伝えられるところによれば、ジャーナリストは取材の一部を報道から排除するよう要求されることもあった。伝えられるところによれば、2015年5月1日に、ロシア連邦出身のジャーナリスト2人がドネツィク州で拉致され、公開集会の写真の一部削除させられた。ジャーナリストはその後解放された。

『ウクライナ政府も、一部の報道機関に制限を課そうとした。SBUは2015年2月19日に採択された議会の決議に続いて、治安活動が終了するまでウクライナ政府機関の記者会見への今後の参加を許可されない、ロシア連邦系の100を超える(テレビ局、情報機関、新聞社及びインターネット資源等)報道機関を特定した。この決議は2月21日までにこの決定を実施するよう政府機関に指示した。伝えられるところによれば、延期は一切発生しなかったため、ロシア連邦の複数の報道記者は、ウクライナへの入国を許可されず、今後5年間の入国を禁止された。この決議では、ウクライナにおける全ての外国の報道局職員の認証手続きを策定することも政府に命じていたが、2015年5月15日現在で、これはまだ実行されていない。』

6.5.2 New Statesman の2015年6月10日の報告書、『ウクライナから英国まで、学問の自由は脅威に晒されている』によれば、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

『… ウクライナの大学教授タティアーナ・マリヤレンコ(Tatyana Malyarenko)のウクライナの戦闘に関する報告書は、大学の研究者間に大きな分裂をもたらした。ウクライナの複数の大学に、構内で講義を行う教員から「分離主義者」の姿勢を見つけ出すための特別委員会が設置された。学生及び他の教員は、数世紀前の魔女裁判で行われたのと同じように、この認証委員会に報告を提出した。指名された教員は委員会に召喚され、最終的に告発され職を失う可能性がある。』

[目次に戻る](#)

6.6 人道的状況

6.6.1 UNHCR が 2015 年 9 月に述べたところによれば、

『[GCA と NGCA をつなぐ]接触戦に近い一部の地域は、伝えられるところによれば、電気、ガス及び水道等の基本的サービスの利用機会に関連する問題に依然として遭遇しているということである。ルハンシク州の NGCA では特に、子ども 118,000 を含む 470,000 人を超える住民が安全な飲み水の確保に苦勞している。伝えられるところによれば、NGCA では標準的食品品目の多くが GCA のほぼ 2 倍に高騰しているということ、NGCA では紛争地域の住民のおよそ 30 パーセントが、食糧不足に苦しんでいるということである。2015 年 6 月時点で、NGCA の住民の 52 パーセントが医薬品の不足を報告した一方で、市販されている医薬品も大部分は手が届かない値段になっている。この状況は特に、8,000 人に及ぶ HIV 陽性患者等の、抗レトロウィルス治療及びオピオイドの逼迫に遭遇する慢性疾患の患者に深刻だということである。財産に対する深刻な損害及び雇用機会の利用における障害の増大も確認された。利用可能な雇用及び生計の機会がない限り、これからの冬の季節には特に、十分な住宅供給及び暖房費用や基本的ニーズを賄うための追加支援の必要は特に差し迫ったものになるだろう。』

6.6.2 UNHCR の 2015 年 1 月の発表によれば、

『電気、ガス、水の供給系統はドネツィク中央管理区域内のほとんどの地域で機能し続けているが、空港周辺地域と紛争の前線に近い地域では特に冬の時期に重要となる同設備へのアクセスに問題が生じている。紛争地域に居住する人々の大半にとって、食糧供給が最も差し迫ったニーズであり多くの者が食糧援助に頼っている。損害を受けた住宅やアパート修復のための資材も、緊急に必要とされている。建物の損壊と一般的な安全上の問題により、教育へのアクセスは限られている。医薬品と医

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

療関係者の不足が深刻であり、精神病院を含む、最も影響を受けた医療機関における患者の死亡率が上昇しているという報告がある。武装集団に支配されている領土から、政府が病院を含む全ての政府機関を避難させ、それらの機関への資金提供を 2014 年 12 月 1 日で停止すると決定した後、状況は悪化している。同決定により、有資格の医療関係者の避難が加速したという報告がある。』

[目次に戻る](#)

7. 移動の自由

7.1 クリミア

7.1.1. 2014 年の出来事を網羅した米務省の報告によれば、

『ロシアに占領されているクリミアからウクライナ本土に越境する個人は、ヘルソン州とクリミア州の間の行政境界で嚴重なパスポートの取締りを受けた。人権擁護団体は、政府の境界警備隊が不必要にウクライナ国民を調査したと不服を述べた。それによると、一部の境界警備隊は、一部のウクライナ国民をクリミアに強制的に帰還させたり、ヘルソン州への入域に賄賂を要求したりした。』

7.1.2 全欧安保協力機構のウクライナの特別監視団が 2015 年 6 月 19 日の報告書、『クリミアの国境線を越える移動の自由』の中で述べたところによれば、『ウクライナ本土とクリミア間の移動の自由が様々な措置により次第に制限されるにつれて、ヘルソン州とクリミアの間にある行政境界線(ABL)の越境は次第に困難になりつつある。この措置には、ロシア連邦による ABL への検問所の設置及びウクライナ当局によるクリミア併合後に発行された書類の拒否及び、クリミア内外への公営バス及び鉄道の運航中止などがある。上記の措置は、特に、最も脆弱で経済的に恵まれない集団に影響を及ぼした。』

[目次に戻る](#)

7.2 ドネツィク及びルハンシク

7.2.1 2014 年の出来事を網羅した米務省の報告によれば、『国民の国内移動、海外渡航、移住及び帰還の自由は、憲法及び法律の定めるところであり、政府は上記の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

権利を概ね尊重したが、国内東部で発生した紛争によって国内移動の自由は制限された。』

7.2.2 UNHCR が 2015 年 9 月に述べたところによれば、

『2014 年 11 月以降、ウクライナ当局は、GCA と NGCA の間の接触線を通過する人、交通及び貨物の移動を規制するための一連の措置を採択した。2015 年 1 月現在、両方面への接触線の通過には許可証が必要である。この手続きは、全ての個人の移動の自由を厳しく制限しており、紛争地域から脱出する及び／又は、家族の訪問、財産の点検又は農作業又は他の生計関連の活動への(特に、春季から夏季における)従事を目的に出身地域に帰還する可能性を限定した。検問所における規則の不規則な適用及び電子通過システムの妨害は、長蛇の列を発生させており、車両も旅客バスも、たいていは飲み水も衛生サービスも備えていない検問所で数時間又は数日間待たなければならない。許可証の取得が困難になったことにより、民間人は畑や森を通る方法で、検問所を迂回するようになったということである。これは、民間人を地雷や爆発性戦争残存物に遭遇させることになり、接触線の違法な通過を試みた民間人の死亡又は負傷が複数報告されている。

『2015 年 6 月 12 日に採択された許可制度の改正によって、オンライン申請及び電子許可証の発行が可能になったが、これは、申請者がインターネットアクセスを備えなければならないことを意味する。遅延の報告も相次いで発生した。暫定命令の改訂版によって、非常事態に向けた許可証の取得義務も撤廃されたが、かかる状態での接触線の通過は依然として、検問所の職員の自由裁量にほぼ任される状態が続いている。』

7.2.3 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR の 2015 年 2 月の報告書の報告によれば、

『2015 年 1 月 21 日に、紛争地域内外への移動を規制する暫定命令が発効した。この命令は、国家安全保障上の懸念を踏まえて、ドネツィク州及びルハンシク州内 7 箇所にある回廊への民間人、旅客及び貨物車両の移動を制限した。この命令には、4 箇所の市警察に設置された「調整局」で発行される特別許可証も導入された。移動を希望する個人は、当該地域における旅程及び滞在期間 - その地域が政府の支配する領土か武装団体の支配下にある領土かは問わない、有効なパスポート及び、移動の必要の正当な理由を特定する書類(例えば、居住証明書、血縁者の疾病証明書、雇用証明書等)の写しの提示を、義務付けられている。HRMU には、この命令の実施におけ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

様々な問題が伝えられた。具体的には、この手続きに関する情報を提供するホットラインは遮断される可能性があったり機能しなかったりした。発行権限を与えられた事務所に通行証が届かなかった。調整局は業務開始から数日間で毎日最大 3,000 件の申請が殺到した。治安上の懸念から単独で移動することを希望する民間人に対する特定の規定がないために、このような個人の越境は、現地治安職員の自由裁量に任されており、たいていは、賄賂の支払いという結果になった。通行証の発行拒否に抗議して訴えるための法的手続きは規定されていなかった。

『武装集団が支配する領土に居住し、その領土からの脱出を希望する民間人は、書類の提出及び通行証の受取りのために、少なくとも 2 回は検問所に出向かなければならない。ウクライナ側の検問所に対する爆撃及び攻撃が激しくなるにつれて、こうした民間人は常に危険に遭遇した。[2015 年]1 月 26 日にはマリインカ(Mariinka,) 付近の検問所で車載爆破装置が爆発し、運転手とウクライナ人兵士 1 人が死亡した。これと同時に迫撃砲が発射された。武装集団が支配する地域では、必須書類の提示の困難さに加え、郵便業務を含む国の用役が複数停止した。身分証明書を喪失した又は没収された個人に対する代替規定は想定されていない。これは深刻な問題である。聞き取り調査の実施結果が示唆するように、接触線を通じて脱出するための通行証の取得の問題に遭遇した一部の個人は、ロシア連邦領土を通過して紛争地帯から脱出し、その後、ウクライナに再入国するためにウクライナ側の国境警備職員に賄賂を払わなければならないとなっている。(一部は、公的な罰金 170UAH の 10 倍を支払っている。)ウクライナ子どもの権利理事長(Commissioner of the President of Ukraine for Children's Rights)の 2015 年 1 月 27 日の発表によれば、子どものいる世帯は特別通行証がなくても領土から出ることが可能で、HRMU が受け取った報告はこれが正しいことを示唆している。』

7.2.4 OHCHR が 2015 年 2 月 16 日から 5 月 15 日までの期間を網羅する報告書の中で述べたところによれば、

『2015 年 1 月 21 日に暫定命令により導入された許可証制度は、国際組織及び国内組織から批判されたが依然として有効であり、接触線を通過する民間人の移動の自由に引き続き制限を課し、武装集団が支配する地域の住民を孤立させた上、汚職を生む原因となり且つ、人道的支援を妨害した。キエフ巡回行政裁判所は 2015 年 4 月 6 日に、ルハンシク州の州民 2 人が提起した訴訟を棄却し、暫定命令は合法的に採択されたと裁定したが、ICCPR[市民的及び政治的権利に関する国際規則]及びウクライナ憲法によれば、移動の自由を制限できるのは法律だけである。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

『SBU[ウクライナ保安局(security service of Ukraine)]によれば、[2015年]1月21日から5月6日までの許可証の申請者は349,496人で、受領者は274,755人である。民間人が許可証を取得する手続きを簡略化する必要を大統領及びオンブズマンが宣言した事実に対して、この手続きはやはり面倒で一貫性に欠けた。SBUは[2015年]3月20日に、許可証を申請するための書類の電子提示及びそれを電子的手段で受領することを許可した。しかし、大多数は、(特に、武装集団が支配する地域では)電子システムに関する情報不足、コンピュータリテラシーの低さ、インターネットアクセスの遮断及びオンライン申請に対する不信感から現在も直接申請を行っている。許可証を発行する調整局も、限られた処理能力、つまり、コンピュータ機器の不足、接続の問題及び熟練した職員の不足に起因して、申請の量に圧倒されている。伝えられるところによれば、申請者の中には、書類が提出できるまでに最長で4日間も調整局近くの路上で待たなければならない者もいた。この間に、申請者に近づいて許可証の発行を早める申し出を行う者もいたということである。価格は600UAHから1,500UAH(29米ドルから71米ドル)まで様々であった。

『HRMMU[国連ウクライナ人権監視団]が複数の人々、主に高齢者に聞き取り調査を行ったところ、2015年1月末に許可証の申請を行ったが、5月半ば現在でまだ受領していないということである。(HRMMUが3月及び4月に視察訪問した)武装集団が支配するホールリウカ市(Horlivka)及びエナキエボ市(Yenakieve)内の刑務所施設内の収監者及びルハンシク州の2つの高齢者施設の高齢者によれば、血縁者は許可証を取得できなかったため、訪問できなかった。

『検問所での不規則な規則の適用は、住民間に混乱と欲求不満を引き起こした。接触線を通るために、車両及び旅客バスは、飲み水も衛生設備も備えていない検問所で最長で11時間費やさなければならないことがある。複数の報告によれば、子供連れの女性は男性よりも待ち時間が短くなるが多かった。HRMMUが2015年4月25日に、接触線を定期的に運行するあるバス運転手から聞いたところによれば、一部のウクライナ側の検問所では、ドネツィク州のナンバープレートを付けている個人は、許可証を持っていても通過を許されなかった。このため、通行者は検問所を迂回することが多く、政府が支配するアルチェモフスク(Artemivsk)市から武装集団が支配するホールリウカ市まで運行するバスが地雷を踏んで乗客3人が死亡する結果になった事件でわかるように、これは危険になる可能性がある。ルハンシク州軍民政局長(Luhansk Regional Military-Civil Administration)は2015年4月28日に、5月1日から、ルハンシク州の検問所の通過を許可されるのは旅客車両と歩行者だけになると述べた。バス及び貨物の移動は、ウクライナ政府が許可証制度を全面的に規制するまで停止された。人道支援物資及び医療器具等の特殊輸送及び、インフラ及び公益サー

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ビス(インフラ及びガス、水道、電気)を修復する会社の交通は例外とされた。

『[2015年]5月12日に、ルハンシク州の軍民政局長は、武装集団が支配する領土からの民間人の移動をさらに制限する命令を発令した。この命令によれば、接触線の通過を許可されるのは、ウクライナ政府が発行するパスポートの所持者だけになり、許可証を喪失した個人に対する規定はなかった。』

『SBUは[2015年]5月5日に許可証制度を改善し、人権侵害を防ぐための、NGOを組み込んだ作業部会を設立した。』

『HRMMUの懸念によれば、国際法に従って民間人が紛争地域から脱出できるようにするための手配は現時点では整えられていない。許可証の申請を事前に行わなくても、危険性及び恣意的判断に遭遇する予め指定された検問所を通過しなくても、安全及び安心を求める個人が紛争地域から脱出できるようにしなければならない。この許可制度は、民間人が安全な地域に立入り、人命救助支援を利用する機会を厳しく制限している。』

7.2.5 UNHCRが2015年6月に述べたところによれば、「NGCA内で暮らす人々には、正式な書類の取得又は差替えに対する重大な障害がある。ウクライナ政府が支配する領土まで移動しない限り、紛失又は破損した書類を差し替える方法はないが、有効なパスポート又は身分証明書がなければ、この移動は不可能であり、かかる場合の救済策又は解決法は設けられていない。』

[目次に戻る](#)

8. 国内避難民(IDP)

8.1 序文

8.1.1 2015年6月に公表された米 국무省の人権状況に関する国別報告書2014年版によれば、

『政府は国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)及び他の人道支援組織と協力して、国内避難民、難民、帰還難民、庇護希望者、無国籍者及び他の憂慮される個人に保護及び支援を提供した。国際組織及び国内組織は、庇護希望者、無国籍者及び他の憂慮される個人を保護する制度は、事実上機能していないと報告した。』

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

8.1.2 UNHCR の 2015 年 9 月の発表によれば、『IDP に関する法規制の枠組みの格差は依然として、基本的サービスを含む国家当局の支援を IDP が利用する機会に悪影響をもたらし且つ、困難な問題を複数創出している。』

8.1.3 UNHCR の 2015 年 9 月の報告によれば、2015 年 1 月以降、ウクライナ政府に登録されている国内避難民の数はこれまでの 2 倍を超え、146 万人を超えた。

『2015 年 9 月 7 日現在、ウクライナ当局の報告によれば、これまでに国内避難民として登録された個人は 1,460,000 人である。IDP の多く(52 パーセント)は、ドネツィク州及びルハンシク州等の紛争地域と境界を接する、ウクライナ政府が支配する州及び、ハルキウ州(Kharkiv)、ドニプロペトロウシク州(Kharkiv)、ザポリージャ州(Kharkiv)並びにキエフ市に居住している。伝えられるところによれば、登録された IDP 人口の 59 パーセントは高齢者で構成されており、子どもはおおよそ 13 パーセントである。障害者は国内避難民のおおよそ 4 パーセントを占める。この情報を見ると、特殊なニーズを持つ IDP の数が多いことがわかる。』

8.1.4 このテーマに関する詳細な情報については、特殊なニーズを持つ IDPに関するサブセクションを参照。

8.1.5 UNHCR の 2015 年 9 月の発表によれば、

『クリミア国民は、様々な理由でのクリミアからの脱出を報告している。これには、ロシアの学校制度で子どもに教育を受けさせたくないという事情が含まれる。伝えられるところによれば、本人又はその子どもがロシア軍で兵役義務に就かされるのを恐れて脱出した者もいる。報告によれば、一部の集団は、信教の自由及び表現、結社及び集会の自由の権利に対する違法な制限を受ける特別な危険に晒されている。例えば、宗教団体及びその信教の自由の実践に対する、事実上の現地当局による取締りは相次いで強化されているということであり、伝えられるところによれば、ウクライナ正教会、エホバの証人及びイスラム教徒等の宗教集団は、その活動に対するこれまで以上に厳しい取締りに遭遇しているということである。クリミア内のロシアの事実上の当局に反対する政治的意見を表明するとみなされているクリミア・タタール人も、集会の自由の権利に制限を課されたということである。クリミア出身のタタール人の避難民の数が増えた理由の 1 つはこれであるということである。』

8.1.6 クリミア・タタール人の状況に関する詳細な情報については、民族集団のサ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ブセクションを参照。

[目次に戻る](#)

8.2 人道的問題

8.2.1 UNHCR の 2015 年 9 月の発表によれば、

『政府は 2015 年 3 月に、2014 年 10 月に初めて設立された IDP 向けの財政援助プログラムを延長したが、多数の事例を見ると、提供された金額は衣食住、医薬品及び他の生活費を賄うには不十分であるということである。提供される財政援助は期間的制限もあり、また、この援助を受ける上での行政及び実務上の障害も多数あることから、IDP の多くは、依然として、基本的ニーズを満たす際の厳しい資金難に直面している。NGCA 内で発生した居住地の損害又は破壊が補償される見込みもない。これも、NGCA 内で銀行口座の預金を引き出せないことと共に、IDP の状況を悪化させている。IDP の多くは、政府が提供した財政援助も、IDP が持ってくることを許された貯金も既に使い果たしている。』

8.2.2 2015 年 6 月に公表された米務省の人権状況に関する国別報告書 2014 年版によれば、『マリウポリ(Mariupol)周辺に定着した IDP は極めて厳しい生活を送っており、テントや車の中で寝泊りし、十分なトイレ設備も携帯飲料水もない状態である。ロマニ族活動家は、ウクライナ東部のロマ民族は紛争地域から逃れる経済的余裕がない一方で、故郷から脱出する以外に選択肢がない者もいることに懸念を示した。』

8.2.3 UNHCR が 2015 年 9 月に述べたところによれば、『NGCA では、人道的支援は子ども及び 60 歳を超える個人には配布されたが、失業成人(21 歳から 60 歳)は支援を受ける資格を与えられず、成人の多くは、支援物資の不足及び雇用機会の欠如により次第に脆弱な立場になりつつある。』

8.2.4 2015 年 6 月に公表された米務省の人権状況に関する国別報告書 2014 年版によれば、

『[2014 年]11 月 19 日に、ポロシェンコ大統領は国内避難民の権利と自由の保護に関する法律に署名した。この法律は... 障害児及び障害者の一ヵ月当たりフリブニャ[本書の公表以降、金額は修正された]を定めている...障害児及び障害者に対する補助金は最大 6 ヶ月間まで提供された。当局は、2 ヶ月後に、勤労可能者に対する補助

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

金を半額に引き下げ、4ヵ月後に中止した。家族は6ヵ月分のフリブニャ[本書の公表以降、金額は修正された]しか...受給することができない。しかし、IDPの登録プロセス及び支援の配布は遅れがちで不十分であった。』

8.2.5 このテーマに関する詳細な情報については、IDPの登録に関するサブセクションを参照。

8.2.6 2015年6月に公表された米 국무省の人権状況に関する国別報告書2014年版によれば、『IDPに対する支援は、現地及び民間の市民団体によって一時的に提供され、最終的には、国際人道組織によって提供された。国連機関は草の根組織がIDPの費用を負担し続ける能力には限界があると論評した。』

8.2.7 Shelter Shelterの2015年6月の発表によれば、

『初めのうちは、国内避難民の数がそれほど多くなかったため、受入れコミュニティもボランティア団体もこの危機に十分対処していたが、一日にやって来るIDPが次第に増加するにつれて、そのニーズは既存の社会機構の対応能力を上回った。国連及び他の人道支援関係者は2014年9月から、これまでより積極的な支援の提供に取り組んでいる。2014年12月には、人道支援コミュニティの構成員間の連携強化に向けたクラスター方式が公表された。』

[目次に戻る](#)

8.3 特殊なニーズを持つIDP

8.3.1 UNHCRは2015年9月に高齢者及び障害者のIDPの状況について以下のよう

に述べた。

『特定のカテゴリーのIDPは、基本的ニーズを満たす上で特殊な難題に直面するということである。これには、特に、家族又は支援してくれる受入れコミュニティがない、移動性が限られる個人及び他の障害者、退職年齢を控える個人、母子家庭及び高齢者が含まれる。上記の集団の場合は、全てのIDPが遭遇する一般的な障害は、特殊なニーズを持つ個人向けの専用の受入れ施設及び社会支援スキームがないことによって一層厳しくなっており、移動性が限られる個人向けの収容施設の不足は特に問題である。国内各地のIDPの多くにとって、住宅供給、教育及び雇用の機会は難題になっており、障害を抱える避難民はこの点においても、他のIDPより一層多くの

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

障害に遭遇する...

『NGCA 内の孤立した移動不能者(高齢者及び障害者等)は特に、弱い立場に置かれている。NGCA 内、特に農村地域及び GCA 側の接触線に近い地域における社会サービスの破綻を踏まえると、上記の人々は、長期にわたって支援を受けられない状態が続く可能性がある。介護施設で暮らす人々も危険に晒されるということであり、ストレス関連の死因、栄養不良及び一部の施設における医薬品の提供不足に起因する死亡率の上昇を伝える報告が複数ある。伝えられるところによれば、これまでであれば医療補助を受けられていた高齢者の IDP 及び障害者の IDP は、強制避難地域の保健医療予算がこれに割り当てられていないために、この補助を必ずしも受けられるとは限らず、これによって医薬品を購入する経済的余裕がないということである。IDP に対する生命を救う医薬品の供給中断及び不足も報告された。障害者に影響を与える他の懸念材料には、移動性が限られた個人が防空壕を利用できないことや、特に、視聴覚障害者に対する権利及びサービスに関する情報アクセスが不足しているために支援を受けるのに障害を来す結果になっている点などがある。』

『政府は 2014 年 12 月 1 日に、NGCA における年金及び他の社会保障の給付を、ウクライナがこの領土の支配を奪回するまで一時中止した。これが障害者及び高齢者の多くにとっての唯一の収入源であるということから判断して、この給付中断は上記の個人の食糧及び薬等の必需品を購入する能力に深刻な影響を与えた。これらの人々は国の手当てを受け続けることを希望する場合には NGCA から GCA への移動を余儀なくされたため、これも強制避難につながった ... 伝えられるところによれば、年金受給者は、2015 年 4 月以降、「ドネツィク人民共和国」(DPR) 及び「ルハンシク人民共和国」(LPR)の事実上の当局から年金給付を受けているということである。伝えられるところによれば、IDP は NGCA では、年金を受給するために IDP として登録しなくてもいいということだが、NGCA 内にある年金基金の現地管理課で、毎月ロシアルーブルで給付されることになるということである。』

8.3.2 UNHCR は女性 IDP の状況についても報告した。それによると、

『女性の状況は特に憂慮される。ウクライナの IDP を保護及び支援するための法律及び政策は、性別に関わる特殊な脆弱性を認めていない。強制避難時及び避難後に GCA 内で発生した性と性差の暴力(sexual and gender based violence)(SGBV)の事例はこれまで複数報告されている。物的支援又は金銭と引き換えに兵士と性的関係を持った女性の報告も複数あった。ウクライナでは、相次ぐ紛争及び経済状況の悪化という背景において、家庭内暴力の危険も著しく高まっているということである。家

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

庭内暴力の増加は、兵役から戻った心的外傷を負った男性が原因の一端を担っているということである。

『ウクライナは男性、女性及び子どもの人身売買の送り出し国、経由国及び送り先国であり、経済的困窮及び受入れコミュニティとのつながりの弱さに起因して、IDP は特に搾取の対象になりやすい。』

8.3.3 UNHCR が子ども IDP の状況について報告したところによれば、

『強制避難のあおりを受けるのはたいてい子供であり、伝えられるところによれば、多くの子どもが紛争により心的外傷を負っており、専門的な精神的支援を必要としている。IDP の保護に関連する法的枠組みにおける格差も、強制避難の影響を受けた子どもの状況を悪化させている。例えば、NGCA で生まれた子供は、GCA でウクライナ人の出生証明書を取得するのが困難になる。これは、出生届証明書を受ける根拠になる病院の証明書が、「DPR」又は「LPR」の印が押されていることを条件に、GCA ではたいてい認定されないためである。

『IDP の子どもの中には、学校で同級生に不名誉扱いされる子どもがいるということである。NGCA で高等学校教育を修了した生徒は、GCA 内の大学に入学するのが困難になる。これは、NGCA で発行される高等学校の証明書はウクライナの教育科学省に認定してもらえないからである。

『学校に軍事教育を導入している NGCA の子どもの徴兵について懸念が示されている。DPR の事実上の当局は個人を正規雇用できる年齢を 14 歳に引き下げる「法律」も導入した。これは、経済的脆弱性の悪化に起因して、児童労働及び他の人権侵害に巻き込まれる危険性が高くなる国内避難民の子どもについての、特別な懸念を引き起こしている。』

8.3.4 UNHCR はロマ民族 IDP の状況について、以下のように報告した。

『紛争が始まってからこれまでに、ウクライナ東部の居住地から逃れたロマ民族はおよそ 10,000 人と推定される。ロマ民族の多くは身分証明書を所持したことがないため、たいていは IDP として登録できず、政府の支援及びサービスを受けることができない。ロマ民族の IDP の間には、IDP の登録の重要性及び利点に対する意識が全体的に欠如している。ロマ民族の IDP は多数の形態の差別及び不名誉扱いに起因して、かなり周縁化されている。身体的暴力の報告に加え、ロマ民族の IDP は、メディ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

アでも反ロマ民族の政治論で標的にされている。受入れ先の住民は、ロマ民族の IDP には他の IDP と同じ寛容性を示さないことが多いということである。このため、ロマ民族の IDP の多くは、仕事及び収容先を探す障害がさらに大きくなっている。』

8.3.5 UNHCR は 2015 年 9 月に、多様な性的指向の避難民の状況について以下のよう
に報告した。

『NGCA に居住する多様な性的指向及びジェンダー・アイデンティティの個人については、特に、懸念が示されている。上記の個人はクリミアでも重大な危険に遭遇しているということである。社会差別の様式が拡大したことにより、国内避難民になった性的指向及びジェンダー・アイデンティティが他と異なる個人は、支援を受ける機会においてさらなる障害に遭遇しやすい。』

8.3.6 ウクライナ：クリミア、ドネツィク及びルハンシクに関する国別情報及び指
針も参照のこと。

[目次に戻る](#)

8.4 帰還者及び出身地域の残留者

8.4.1 UNHCR の 2015 年 1 月の方針説明書によれば、

『国内避難民家族の大半が社会的に脆弱であり、高齢者や子どもを連れた単身の女性を含んでいる。さらに、家族の一部が土地や他の家族の世話をするために自宅に残ったために、多くの家族が別離を経験している。非政府支配地域においてウクライナの法的構造が崩壊していること、および一般的な危険性の増大を考慮に入れ、占有し続けなければ資産が没収、略奪、盗難に遭うことを人々が恐れていると報告されている。大概成人男性が後に残る。さらに、検問所の通過が困難なことや事実上の当局を支持するといった他の理由により、男性が後に残っていることが UNHCR や協力機関には報告されている。』

『ウクライナ東部における停戦合意を受けて、国内避難民の中には影響を被ったドネツィク州およびルハンシク州へ少なくとも一時的に帰還した者もいる。他の国内避難民は、継続する暴力、経済の崩壊、公的サービスへのアクセスの欠如に関係した理由により避難を続けていると報告されている。』

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

8.4.2 UNHCR の 2015 年 9 月の発表によれば、

『登録システムは帰還者又は国内での二次移動に関するデータを提供しないため、帰還者の数に関する正確な統計データは依然として入手不能である。監視団の報告及び聞き取り調査によれば、帰還者は全般的に、その財産が略奪又は搾取されるようなことがなく、移動する能力又は意思がないために残留した家族を訪問できるような治安状況になった時点で帰還する。IDP は農作業に従事するために春季から夏季の期間にも帰還している。IDP の中には、GCA では生計手段が得られなという理由で NGCA に帰還する者もいた。しかし、ウクライナの IDP の多くは、治安状況及び政情が依然として不安定であることを理由に、故郷に帰還することを選ばなかった。』

[目次に戻る](#)

8.5 IDP の登録

8.5.1 UNHCR の 2015 年 1 月の発表によれば、『[2014 年]10 月 1 日以前にはウクライナにおける国内避難民のための中央登録制度が存在せず、国内避難民の数や所在を正確に把握することが困難であった...

『[2014 年]10 月 15 日現在、社会政策省(MoS P)は国内避難民の登録と財政支援を行う制度を開始した。この制度には国内避難民の登録を奨励する方策が含まれている。後にウクライナ政府は、年金と社会保障給付費を政府による支払いが可能な地域に移すためには、政府支配地域外出身の者は国内避難民として登録しなければならないと発表した。10 月半ばに新しい登録手続が実行される以前にこれらの給付金の登録を移した者は、2015 年 2 月 1 日まで国内避難民として登録する期間を与えられ、登録しなければ給付金が一時的に停止される。給付を受取るためには社会保障給付費の受給者全員が国内避難民として登録する必要があるため、非政府支配地域での政府の給付停止がさらなる避難に繋がったと考えられている。地域によっては、新しく登録された国内避難民の 50 パーセントが年金受給者である。2 月 1 日の締切りは 10 月中旬以前に社会保障給付費の支払いを政府の支配地域内の事務所に移した者にのみ関係しており、10 月中旬以降に避難した者は、その避難の日付時点で MoSP に登録が出来る。』

8.5.2 Shelter Cluster の 2015 年 6 月の報告によれば、

『ウクライナ政府は 2014 年 10 月に、登録された全ての IDP に 6 ヶ月分の水

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

道光熱費を賄う支援を国が現金で支給する決議(決議#505)と共に、新たな IDP 専用登録制度(決議#509)を発表した。ウクライナ政府は 2014 年 10 月に、この新たな登録制度の規定を組み込み、IDP に対する無償の収容所及び雇用の権利の確立を概説する IDP に関する法律を採択した...』

8.5.3 UNHCR が 2015 年 9 月に発表した情報によれば、

『IDP の登録者数は増加しているが、特定のカテゴリーの避難民は、IDP として登録する上での行政的障害に遭遇している。これには、必須書類がない個人(特に、ロマ民族等の少数派集団の人々)及び出生証明書が NGCA で発行された新生児などが含まれる。実際には、登録の利点に関する情報が不足しているために登録しない IDP や、不適格者であり、従って、登録する理由がわからないために登録していない IDP もいる。徴兵、雇用及び賃貸市場での差別を恐れる IDP もいれば、登録することにより、NGCA に残っている血縁者又は NGCA 内に所有する財産に悪影響を及ぼし得るような政治的立場にあるとみなされることを恐れている者もいる。伝えられるところによれば、様々な理由で登録できなかった IDP 又は自分の意思で登録しない選択をした IDP は、概ね、IDP 向けの資金援助及び正規の社会福祉を受ける資格等の、国家当局の支援を受ける機会が与えられないということである。人道支援関係者も一部は、支援を提供する前に IDP の登録証明書を義務付けている。

『内閣は 2015 年 3 月に、IDP 登録手続きを改正する新たな決議を採択した。この改正事項では、IDP の居住場所の法執行機関による確認及びその居住場所に住んでいないことが判明した個人を登録抹消する権限が定められた。伝えられるところによれば、この結果、8,000 人を超える IDP が、同決議の下に見込まれた政府が義務付けた「抜打ち調査」期間に出頭しなかったことで、その登録証明書を「取り消された」ということである。一箇所登録を抹消された後、別の場所で登録し直すのが難しいことを踏まえて、この決議は、移動の自由に対する制限について懸念を引き起こした。IDP の多くが、利用可能な支援の不足及び／又は最初の避難場所での雇用機会の不足を理由に、最初の強制避難に続いて少なくとも 1 回は移動したと報告していることから判断して、これは特に憂慮すべきことである。』

8.5.4 UNHCR が 2015 年 9 月に、IDP の選挙権について報告したところによれば、

『IDP は国政選挙に投票する資格を与えられているが、議会は 2015 年 7 月に、2015 年 10 月 25 日に予定されている地方選挙への IDP の参加を制限する法律第 1706-VII,142 号を可決した。この法律によれば、選挙権を行使するためには、個人

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

は、該当選挙区の永住者である必要がある。IDP の大半は、現在居住する選挙区において永住者の地位を確立することができなかつたため、選挙権を事実上剥奪された状態にある。民間のアナリストは、IDP が受入れ先コミュニティの統治に関与できなくなる可能性を理由に、この法律を憲法及びウクライナの法律に対する違反であると批判した。IDP は選挙権の剥奪に欲求不満を示している。』

[目次に戻る](#)

8.6 東部のウクライナ人と西部のウクライナ人間の緊張

8.6.1 UNHCR の 2015 年 1 月の方針説明書によれば、

『アパートを借りる際や職を探す際に困難に直面する国内避難民も増加している。ウクライナ西部では、様々な問題をめぐり国内避難民と地元住民との間で緊張が高まっている場所もみられる。夏の間、ウクライナ西部出身の人々は、東部からの国内避難民が兵役から免除されているのに対し、自分たちは不均衡に徴兵の対象とされていると感じていた。国内避難民は地元住民と仕事や保育所の入園等の他の不十分なサービスをめぐって争う状況にある。国内避難民を受け入れている多くの都市で賃借料が急激に値上がりし、受け入れコミュニティを憤らせている。紛争は政治的緊張をも引き起こしている。受け入れコミュニティにおいて地元住民は、ドネツィク州やルハンシク州出身者が紛争を引き起こしたであるとか、国内避難民が政治的に独立運動を支持していると非難している。国内避難民に関する否定的な話や噂がソーシャルメディア上ですばやく広がっており、雇用や住宅供給において国内避難民に対するさらなる差別につながっている。』

8.6.2 2014 年の出来事を網羅した米務省の報告によれば、『強制避難が相次ぎ、受入れ先の住民と IDP の間に緊張が生まれるにつれて、資源をめぐる競争が激しくなった。

『批評家は、ウクライナ西部に移った国内避難民の男性が、兵役から逃れたと非難した。キエフ及びリヴィヴでは住宅供給、雇用及び教育の機会をめぐる競争が激しくなっている。国連の HRRM も、「労働帳簿」を持たずに故郷から逃れた IDP は、雇用の確保でも失業保険の給付でも困難な問題に遭遇したと報告した。』

8.6.3 UNHCR が公表している、ウクライナの州別 IDP 報告書は、<http://www.refworld.org/country,,UNHCR,,UKR,,,,0.html> で閲覧できる。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

8.6.4 IDP の現状に関する最新情報の他の情報源は、UNHCR のウェブサイト及び国連人道問題調整事務所(OCHA)の Reliefweb のウェブサイトで閲覧できる資料で確認できる。

[目次に戻る](#)